

R05 YouTube配信は週4回

月火木金

宅建権利関係、管業などを予定

とりあえず12月1週までは、管業

以降は、後日発表

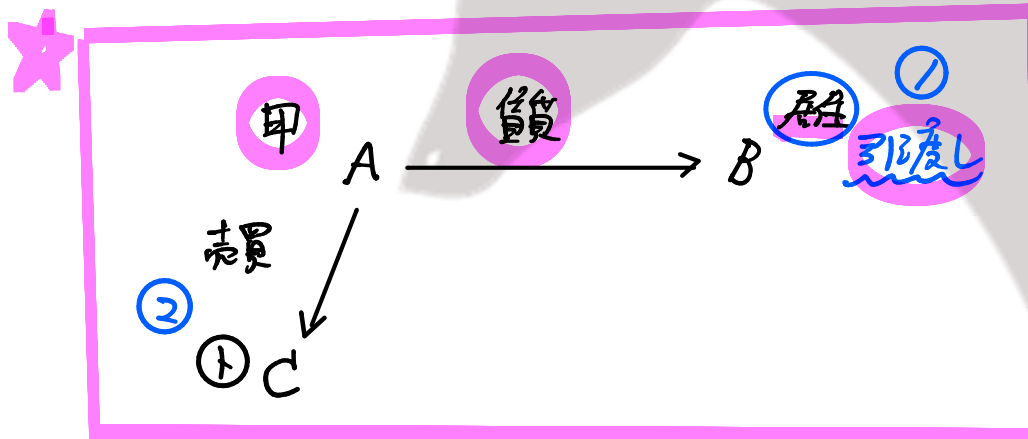
渋谷会 佐伯竜

建物賃貸借の対抗力 管業 H25-04-4 <<#795>>

【問】 正誤をつけよ。

Aは、マンションの専有部分甲(以下「甲」という。)について区分所有権を有している。Aが甲をBに賃貸し、Bがそこに居住した後に、Aが甲をCに売りその旨の登記をCに移転した場合に、

Cは、Bに対して、甲の明渡しを請求することができる。



【答え】 誤り

<<ポイント>> 建物賃貸借の対抗力 【★入門】

建物の賃貸借は、その登記がなくても、建物の引渡しがあったときは、その後その建物について物権を取得した者に対し、その効力を生ずる。(借々法 31 条)

★ 建物賃貸借の対抗力

① 借主 賃借権 ①

② 借主 建物の引渡し